

令和七年六月二十四日（印外第百四十四号）公布厚生労働省・国土交通省令第四号（住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省・厚生労働省関係省令の整備等に関する件）

（印刷認可）

ハセターフ一、該件は業務の法令適合性は次のとおりの點。

II 業務の法令適合性

業務の現在（年月日現在）の状況と法令との適合性について記入してください。
(適合性「なし」の場合、理由の欄に具体的に記載してください。)

項目	内 容	適合性の有無
書面の交付及び説明	① 認定住宅入居者※に対し、入居契約を締結するまでに居住安定契約の内容、入居契約の内容等について、書面の交付又は電磁的方法による提供をして説明している。	適合性の有無
帳簿の備付け	② 認定住宅入居者※に対する居住安定援助の内容等を帳簿に記載し保存している。	
目的外使用	③ 帳簿は各事業年度の末日で閉鎖し、5年間保存している。 ④ （該当する場合）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の基準に関する法律（以下「法」という。）第50条第1項にに基づき承認を受けている。 (該当しない場合は「なし」と記入してください。)	
その他遵守事項	⑤ 業務に関して広告をする場合において、表示についての方法を遵守している。 ⑥ 認定住宅入居者※に対して説明した事項に変更があったときは、当該認定住宅入居者に對し、その変更の内容について、書面の交付又は電磁的方法による提供をして説明している。 ⑦ 認定住宅を良好な状態に保つよう維持、修繕している。 ⑧ 認定事業者自身を紹介することの対價として福祉サービス等事業者に金品等の利益を供与していない。 ⑨ 認定住宅入居者※等を紹介することの対價として福祉サービス等事業者から金品等の利益を收受していない。 ⑩ 居住安定援助について特定の認定住宅入居者※に対して不当な差別的取扱いをしていない。 ⑪ 認定住宅入居者※が安心して生き生きと明るく生活できるよう必要な情報や居住安定援助を提供するとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を提供する等認定住宅入居者の居住の安定を図るために努めている。 ⑫ プライバシーの確保に配慮した運営を行っている。 ⑬ 居住安定援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、認定住宅入居者※に対し、当該居住安定援助の提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいよう説明を行っている。 ⑭ 業務上知り得た認定住宅入居者※の秘密を漏らしていない。 ⑮ 職員が業務上知り得た認定住宅入居者※の秘密を、当該職員の退職後も漏らさないような措置を講じている。 ⑯ 基本方針及び賃貸住宅供給促進計画に照らして適切に業務を行っている。 ⑰ 適合性なし の理由	

※法第46条第1項に規定する認定住宅入居者（認定住宅に入居する住宅確保要配慮者）をいう。